

第5章 自転車活用推進重点地区の設定

1 目的

- 東京都の自転車施策は多岐にわたっており、各施策を個別に見た場合、適用ケースや施策の相乗効果が理解しづらいです。
- このため、自転車通勤や自転車観光、安全・安心な自転車利用など、自転車活用推進の重点地区を選定し、各地区に適した様々な施策をパッケージ化することで、より良い自転車利用環境の創出につなげることを目的とします。国、都、区市町村や民間企業等、各関係主体の協働によって各施策の早期実現を促進し、都民への理解を促すとともに、他地区への展開を図ります。

2 自転車活用推進重点地区のイメージ

- 一定の範囲の地区において、国、都、区市町村が協働で集中的な環境整備を実施する「自転車活用推進重点地区」を設定します。

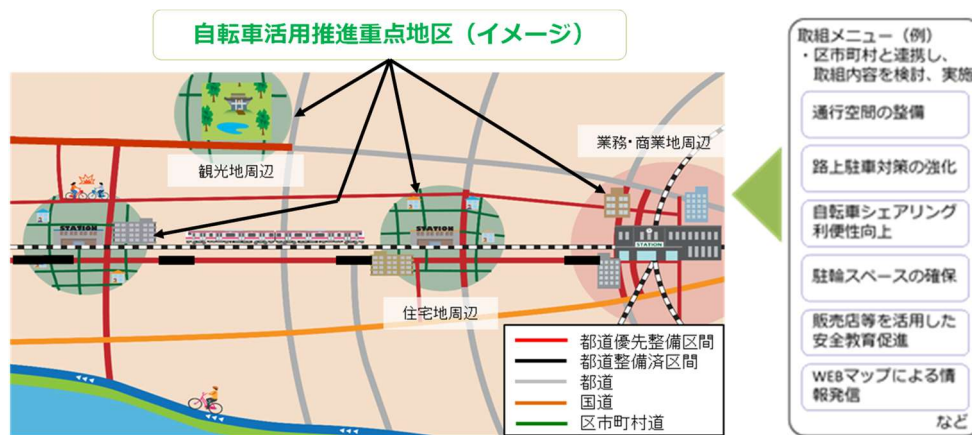


図 5-1 自転車活用推進重点地区のイメージ

■ 自転車活用推進重点地区による効果

自転車活用推進重点地区を設定し、行政区域にかかわらず、複数主体が各施策を連携して集中実施することで、自転車利用環境の早期実現が可能となり、施策の相乗効果が理解されやすくなります。

また、早期実現が図られることで、充実した自転車利用環境を住民・来訪者に実体験してもらい、自転車の活用可能性を考えてもらうきっかけづくりにつなげます。



■ 自転車活用推進重点地区の選定方針

都内における地域特性について、大きく「業務・商業地」、「住宅地」、「観光地」の三つを想定しつつ、以下の四つの選定方針を勘案して、国、区市町村と調整を図り選定していきます。

- ① 自転車政策に取り組んでいる（予定を含む。）区市町村（自転車ネットワーク計画の策定状況、区市町村版自転車活用推進計画の策定意向等）
- ② 都の自転車利用環境の整備実施予定がある地区（自転車通行空間の整備等）
- ③ 自転車利用が多い鉄道駅・地区、自転車事故や放置自転車が多い等の課題を抱える地区
- ④ 自転車通行空間の整備が進んでいる地区、自転車の利用により観光周遊や健康増進・魅力向上が期待できる地区

■ 自転車活用推進重点地区の実施

上の方針に基づき、選定した地区について、国、都、区市町村等の各関係主体と協働で整備計画を策定して順次取組を実施していきます。

なお、整備計画については、各地域の実情に応じた自転車施策のパッケージ化を行うこと、歩行者や自動車交通に配慮した総合的な視点での自転車利用環境の構築を行うことを念頭に検討します。

■ 自転車活用推進重点地区の拡大

引き続き、多様な地区特性に応じた調整・検討を進め、順次、自転車活用推進重点地区を拡大していきます。

(1) 業務・商業地における自転車活用推進重点地区のイメージ

駅前やビジネス街等の業務・商業地において、自転車通行空間の整備を進めるとともに様々な自転車利用に対応した駐輪スペースを用意するなど、安全で快適な自転車利用環境創出に向けて、次のような施策をパッケージ化して実施することを想定しています。

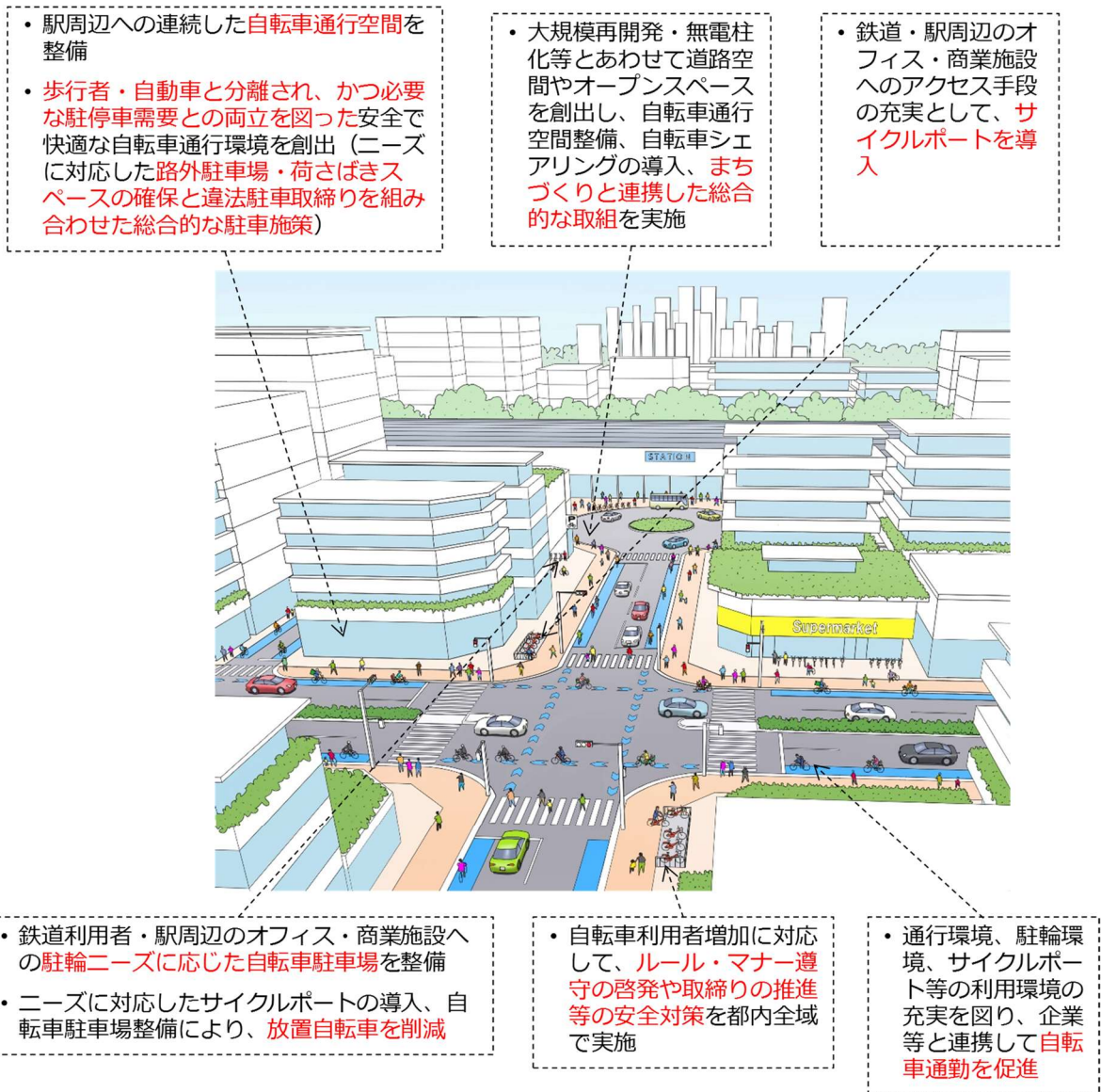


図 5-2 業務・商業地における自転車活用推進重点地区のイメージ

(2) 住宅地における自転車活用推進重点地区のイメージ

住宅地や、その内部にある学校や商店街等の周辺において、自転車通行空間の整備を進めるとともに幅広い層に自転車安全利用を啓発するなど、安全・安心な自転車利用環境創出に向けて、次のような施策をパッケージ化して実施することを想定しています。

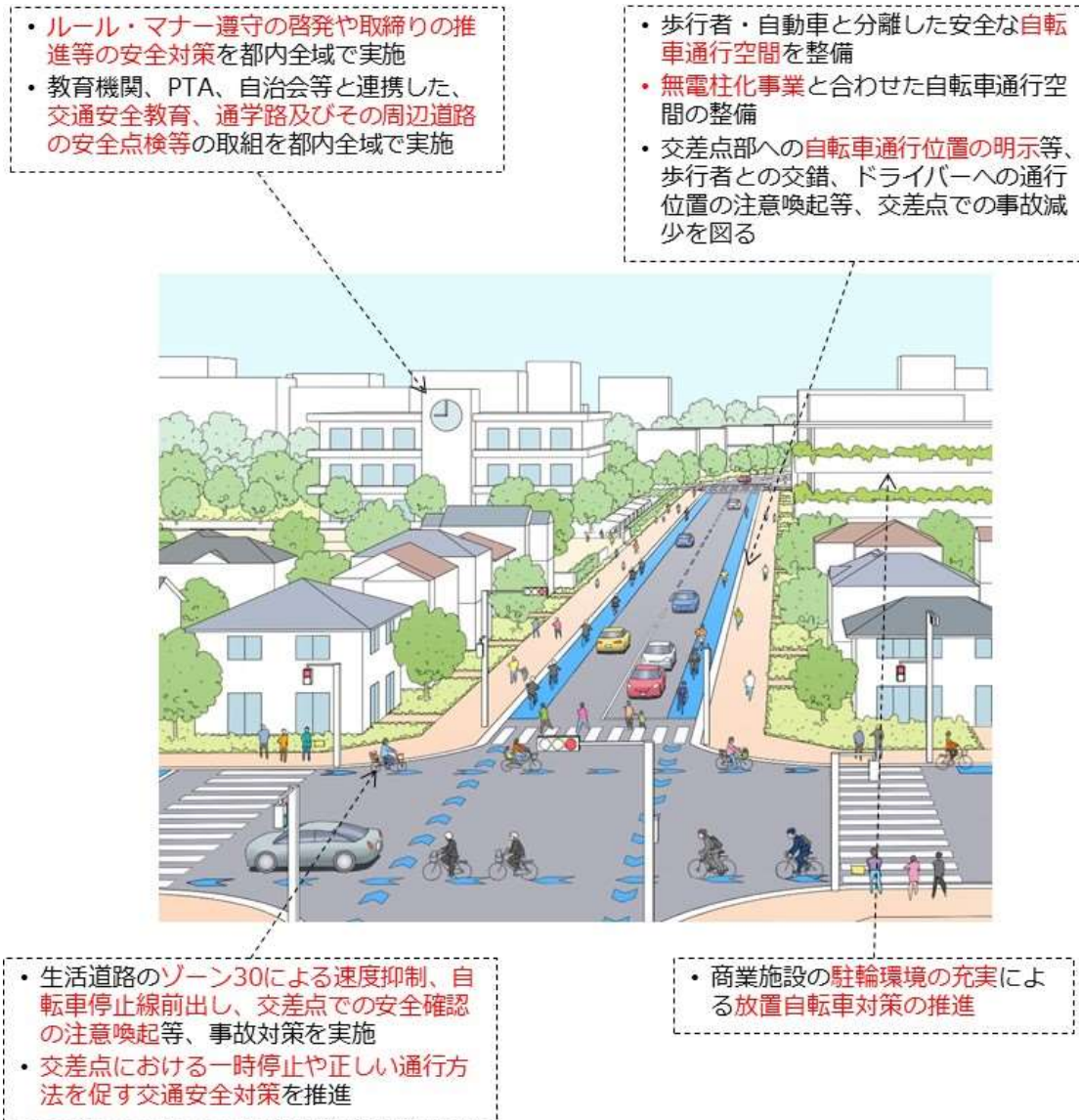


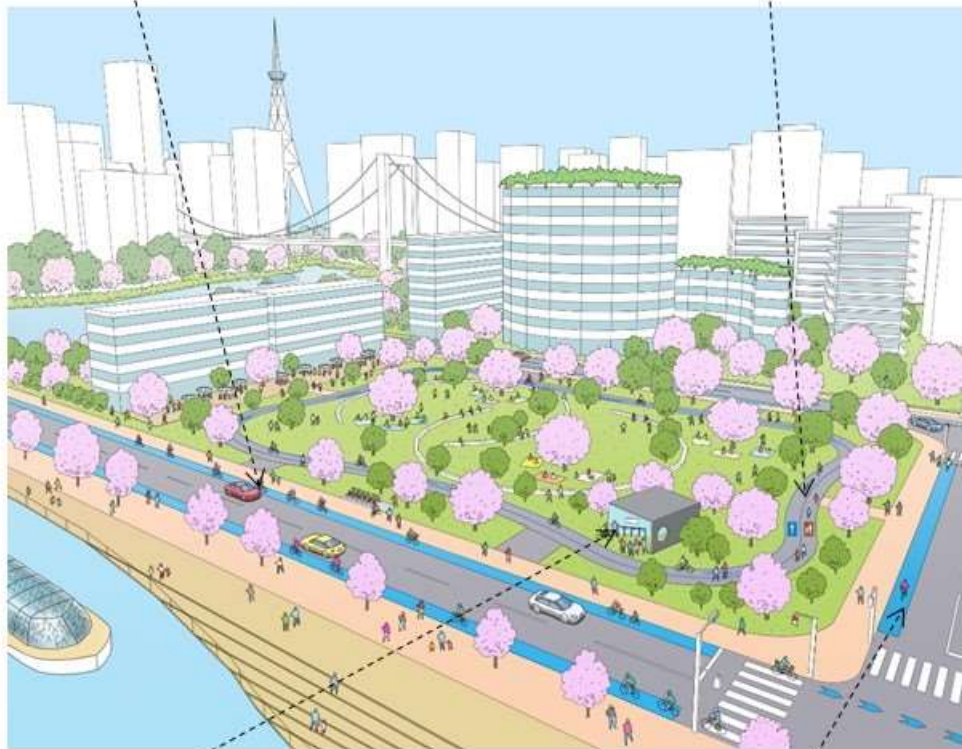
図 5-3 住宅地における自転車活用推進重点地区のイメージ

(3) 健康増進・観光振興等を目的とした自転車活用推進重点地区のイメージ

主に観光地周辺での自転車移動や自転車のレジャー利用等、自転車の活用を推進するとともに、自転車安全利用を啓発するなど、様々な魅力を楽しむことのできる環境創出に向けて、次のような施策をパッケージ化して実施することを想定しています。

- 拠点間を結ぶ連続した**自転車通行空間**を整備
- 運動不足解消に向けたサイクリング等の**自転車を活用した健康増進**を促進

- 自転車シェアリング広域利用や周辺観光施設を示したおススメルート等の**WEBマップによる情報発信、多言語案内**（観光周遊、交通ルール）を実施



- 観光地主要駅、公園駐車場等、周遊手段の充実として、**サイクルポートを設置**
- MaaSによる複数の交通機関とシェアリングサービスの**シームレスな利用環境を構築**

- サイクリング、自転車シェアリング等の自転車利用者増加に対応して、**ルール・マナー遵守の啓発や取締りの推進等の安全対策**を都内全域で実施

図 5-4 健康増進・観光振興等を目的とした自転車活用推進重点地区のイメージ

3 先行推進重点地区の選定

「2 自転車活用推進重点地区のイメージ」で示した自転車活用推進重点地区について、先行的に取り組む三箇所を以下のとおり選定しました。

(1) 新宿地区

業務・商業地におけるターミナルの再編や西新宿のまちづくりに合わせて、自転車通行空間の整備や駐輪場の増設、シェアリングのサイクルポートの整備等、シームレスな移動の実現を目指します。



出典：国土地理院地図を東京都が加工して作成

※ 地区の詳細な対象範囲については、既に実施されている取組等を踏まえ、引き続き、調整していく。

図 5-5 先行推進重点地区(新宿地区)

(2) 吉祥寺・三鷹・武蔵境地区

駅周辺に連続的に広がる住宅地や駅前の業務・商業地を含めて、駅や商店街、通学路等の安全点検や路上駐車対策、自転車通行空間の整備等、まちづくりと連携した取組を実施し、安全・安心な自転車利用環境の実現を目指します。



出典：国土地理院地図を東京都が加工して作成

※ 地区の詳細な対象範囲については、既に行われている取組等を踏まえ、引き続き、調整していく。

図 5-6 先行推進重点地区(吉祥寺・三鷹・武蔵境地区)

(3) 晴海・豊洲・有明等地区

オリパラ後の居住地区※も含めた晴海・豊洲などの住宅地や、有明など観光施設が集まる臨海部において、多言語案内や自転車通行空間の確保等、住みやすく、余暇や観光を楽しむまちの実現を目指します。



出典：国土地理院地図を東京都が加工して作成

※ 地区の詳細な対象範囲については、既の実施されている取組等を踏まえ、引き続き、調整していく。

※ 「オリパラ後の居住地区」は選手村を想定

図 5-7 先行推進重点地区(晴海・豊洲・有明等地区)

4 今後の取組

先行推進重点地区においては、国、区市町村と連携しながら、2021年（令和3年）度に整備計画の検討を行います。引き続き、2022年（令和4年）度から具体的な取組を実施します。

また、他の地区での実施についても、地区特性に応じた調整・検討を進め、順次、重点地区を拡大していきます。